

市立小中学校再編計画策定委員会設置要領

(設置)

第1条 教育委員会は、学校のあり方検討審議会設置条例（令和5年条例第12号）に基づいて設置された、学校のあり方検討審議会からの答申を受けた、「市立小中学校の適正規模及び市内小中学校の今後のあり方について」に基づき、「市立小中学校再編計画（素案）」（以下「素案」という。）を策定するため、市立小中学校再編計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 素案の策定に関すること。
- (2) その他素案の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、教育委員会教育長をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育委員会管理課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会管理課において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年6月14日から施行する。

別表（第3条第4項）

総務課長
財政課長
企画政策課長
都市整備課長
子育て支援課長
教育委員会生涯学習課長
教育委員会管理課副参事